

12. 国際協力

絶滅のおそれのある野生生物の保護や重要な生態系の保全など、生物多様性の保全は、国内における努力にとどまらず、人類共通の問題として国際的に協調して取り組む必要があります。環境省は、国際的な取組にも積極的に関わっています。

12.1 国際条約等

■ 生物多様性条約

多様な生物とその生息環境を包括的に保全し、これらの持続可能な利用を確保することを主な目的とした「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」は、平成4年の地球サミットで157カ国が署名し、平成5年12月に発効しました。平成20年8月現在の締約国は190カ国及びEUです。

この条約の実施促進を図るために、自然環境局長を議長とする9省からなる関係省庁連絡会議が設置されているほか、条約第6条に基づき生物多様性国家戦略が策定されています。

平成12年1月の特別締約国会議では、条約に基づき、生物多様性の観点から遺伝子組換え生物の輸出入の手続きを定めた「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が採択されました。これを受け関係省庁とともに遺伝子組換え生物等の使用等にあたっての事前の影響評価に基づく使用承認を行うなど、生物の多様性の確保を図っていきます。



CBD COP9



エコアジア2008

■ ラムサール条約

わが国は、昭和55年に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の締約国となりました。この条約では、国際的に重要な湿地を指定し、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用(ワイズユース)を促進することを目的としています。わが国は、これまで釧路湿原、伊豆沼・内沼、谷津干潟、藤前干潟等を登録湿地として指定し、平成21年3月末現在では37カ所が登録されています。



ラムサール条約湿地
(釧路湿原)



ラムサール条約湿地
(秋吉台地下水系)



ラムサール条約湿地(尾瀬)

■ ワシントン条約

わが国は、昭和55年に「絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」を批准しました。同条約では、絶滅のおそれのある野生動植物を、保護の必要に応じて条約の附属書Ⅰ～Ⅲの3つの区分に分類して掲載し、その輸出入を規制しています。

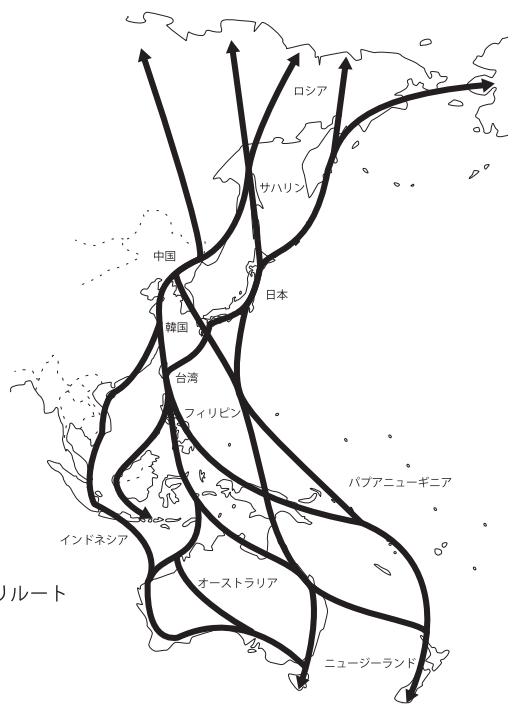
わが国におけるワシントン条約にもとづく輸出入規制は、「外国為替及び外国貿易法」及び「関税法」に基づき実施されています。また、それをより実効あるものにするために、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」により、条約の附属書Ⅰ掲載種を国際希少野生動植物種に指定し、国内における譲渡し等の規制を行っています。

■ 渡り鳥等保護条約及び協定

わが国は、米国(昭和49年発効)、オーストラリア(昭和56年発効)、中国(昭和56年発効)、ロシア(昭和63年発効)と二国間の渡り鳥等保護条約(協定)を結び、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護(中国とは渡り鳥及びその生息環境の保護)に努めています。概ね2年に一度、各条約・協定に基づく会合を開催し、各国の施策についての情報交換や、共同調査の協議等を行っています。

また、日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進め、鳥インフルエンザ対策に関する情報交換を行いました。

東アジア・オーストラリアにおけるシギ・チドリの渡りルート



■ サンゴ礁保全に係る国際協力

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

わが国は、米国、オーストラリア等と協力し、「国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)」を積極的に推進しています。ICRIは、サンゴ礁生態系の保全と持続可能な利用を達成することを目的に、各国政府、国際機関、非政府組織などの関係者が対等な立場で話し合い、協力することができる国際的枠組みで、44カ国と約40の組織が参加しています。

ICRIは、参加国が持ち回りで事務局を担当して運営されており、2005年7月から2007年6月までは、我が国がパラオ共和国と協同で事務局を務めました。平成19年4月にはICRI総会を東京で開催し、「海洋保護区のネットワークに関する勧告」、「サンゴ礁と気候変動に関する決議」などが採択されました。



西表石垣国立公園 石西礁湖

サンゴ礁保護区ネットワークの構築

2007年4月のICRI東京総会で採択された「海洋保護区のネットワークに関する勧告」等を受けて、環境省では東アジアを中心とした海域におけるサンゴ礁保護区ネットワークを構築するための取組を推進しています。2008年11月には東京で、「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回ICRI東アジア地域会合」を開催し、生態学上の海洋保護区ネットワーク、海洋保護区の管理向上に向けた人的ネットワーク、情報のネットワークを構築するための戦略作成に着手しました。2010年に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議で世界に発信することを目指して、関係国やサンゴ礁保全に取り組むNGO等とともに、同戦略の検討、とりまとめを進めています。



国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議／第4回ICRI東アジア地域会合

■ 世界遺産条約

わが国は平成4年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)の締約国になりました。平成20年7月現在の締約国は185カ国で、文化遺産679、自然遺産174、複合遺産25の計878物件が世界遺産一覧表に登録されています。わが国は、平成16年から平成19年まで世界遺産委員会の委員国を務めました。



世界自然遺産(知床)

■ 二国間協定

わが国は、米国、ロシア、韓国、中国、オーストラリア等の国々と環境保護協力協定又は科学技術協定を締結し、環境分野の国際協力を実施しています。

自然環境の分野では、日韓環境保護協力協定に基づく渡り鳥保護協力プロジェクトとして、情報交換や共同調査等を行っています。

■ その他

わが国は、条約や協定以外でも、米国、EU等と環境分野における国際協力を進めています。そのうち米国とはコモン・アジェンダおよびUJNR(天然資源の開発利用に関する日米会議)に基づく協力活動を実施しています。

また、環境省は自然保護の国際的NGOである国際自然保護連合(IUCN)や国際湿地保全連合(WI)に政府機関会員として参加しています。

■ 12.2 途上国に対する国際協力



生物学研究センターでの活動

■ 開発途上国に対する国際協力の形態

重要な生態系の保全や絶滅のおそれのある野生生物の保護など生物多様性の保全は、一国のみならず人類共通の問題として国際的に強調して取り組む必要があります。しかし、開発途上国の中には、資金、技術、人材等の不足により、これらの問題に対して十分対応することが困難な国が少なくなく、先進各国や国際機関などが支援を行っています。わが国も環境省、外務省、財務省などが

「政府開発援助(ODA)」として「技術協力」や「無償資金協力」を行い、これらの国々を支援するとともに、国連環境計画(UNEP)、地球環境ファシリティー(GEF)、重要生態系保全基金(CEPF)などへの資金拠出を通じて世界の自然環境の保全に貢献しています。平成4年6月に定められ、平成15年8月に改定された「政府開発援助大綱」では、地球の温暖化をはじめとする「地球規模の問題への取組」が、わが国が重点的に取り組むべき4つの課題の1つに掲げられ、環境ODA重視の姿勢が明らかにされています。また、近年では、民間団体による国際協力も活発に行われるようになってきています。

重要生態系保全基金 (Critical Ecosystem Partnership Fund, CEPF)

重要生態系保全基金(CEPF)は、開発途上国の生物多様性ホットスポット(多くの固有種が生育するなど生物多様性が豊かでありながら、破壊の危機に瀕している地域)の保全に関するNGOや国際機関が共同で設立した基金です。わが国は2002年から拠出を行い、ドナーとして参加しています。ホットスポットの保全の取り組みにより、そこから得られる自然の恵みを通じて、経済的にも持続可能な発展が可能となることが期待されています。

■ 環境省による国際協力

環境省は、ODA経費等を予算に計上し、国際協力を積極的に推進しています。このうち自然環境局では、主にアジア・太平洋地域を対象として、「サンゴ礁生態系の保全」等、「アジェンダ21」の実施に向けた開発途上国の行政的基盤の整備や「湿地の保全・管理」など地球環境保全の観点から必要な取り組みの支援などの事業を実施しています。

■ 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた協力

開発途上国において自然保護を推進するためには、現地における専門的な知識経験を有する行政官や技術者等の人材育成が重要な課題となっています。このため、自然環境局では、地方公共団体、民間団体等の協力を得ながら、独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する各種技術協力プロジェクトに対して、研修の受け入れや専門家派遣などの協力を行っています。

研修は、開発途上国の行政官や技術者等が、わが国が有する自然環境保全の技術や経験を習得する事を目的としており、現在、「サンゴ礁保全コース」や「生物多様性情報システムコース」等、多くの途上国のニーズに基づいた数週間から数ヵ月にわたる集団研修を毎年開催するとともに、各途上国からの個々の要請に応じた個別研修を受け入れています。



ジャワヒョウの生態調査(グヌンハリムン・サラク国立公園)

また、専門家派遣は開発途上国の行政機関・研究期間等に自然環境保全等に関する技術移転を行うため、わが国から相手国に対して、知識や経験の豊かな専門家を派遣するものです。各途上国の要請に応じ「国立公園管理」、「野生生物保護」、「自然環境教育」など様々な分野の専門家を個別に、あるいはチームを編成して派遣しており、自然環境分野だけでも毎年10～20名程度の専門家が、アジアをはじめ、アフリカ・中南米等、世界各国へ派遣されています。

また、施設の整備や機材の購入のための資金を開発途上国に提供する「無償資金協力」についても、環境省は外務省やJICAの要請に応じて助言等の協力を行っています。その一つの事例として、インドネシア生物多様性保全プロジェクトに関連した生物学研究センター(インドネシア・チビノン)の建設事業に対しても、助言等の協力を行いました。

■ 民間団体による国際協力

近年、公益法人や任意団体など様々な民間団体により、開発途上国の環境保全に対する国際協力が活発に行われるようになってきました。このような民間団体の活動に対しては、独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金助成事業」や民間の基金など、各種の支援体制も充実しつつあり、自然環境保全の国際協力に関して、民間団体が今後も大きな役割を果たすものと期待されています。環境省では、国際協力に取り組む民間団体や助成機関に対し、それぞれの活動がより良い成果に結びつくよう、情報の提供や助言を行っています。



無償資金協力によって建設された生物学研究センター
(インドネシア・チビノン)